2　新規創業者空き店舗家賃補助事業　～２年間で最大９０万円補助～

出水市内の空き店舗を利用して新規に創業をされた方を対象に２年間に渡り店舗に係る家賃の一部を補助します。

１年目賃借料月額の２分の１に相当する額（上限５万円）
２年目賃借料月額の４分の１に相当する額（上限２万５千円）※駐車場代を含みます

対象事業	○小売業○卸売業○飲食サービス業○理容・美容業 ○教育・学習支援事業○保険業○医療・福祉事業等のサービス業
補助対象	①　新規の創業である者 ②　出水市内の他の店舗を廃業・休業又は他の店舗を移動したものでないこと ③　出水商工会議所又は鶴の町商工会の会員である者、又は会員となる予定の者で出水商工会議所又は鶴の町商工会の推薦を受けている者 ④　市税の滞納がない者 ⑤　２年以上営業を継続できる見込みがあること
対象経費	○かつて事業の用に供され、その後、移転、閉店等により６ヵ月以上事業の用に供されていないもの ○大型小売店舗の内部にある店舗でないもの